

令和元年度第2回古賀市子ども・子育て会議 議事録

開催日時		令和元年 7 月 10 日（水） 14：00～15：40		
開催場所		サンコスモ古賀 203 会議室	公開の可否	可
事務局		保健福祉部子育て支援課	傍聴者数	なし
公開しなかった理由				
出席者	委 員	森保之会長、青木扶美子委員、梯裕子委員、角森輝美委員、薄秀治委員、伊豆剛直委員、天久真吾委員、末次威生委員、金子美聡委員、前野恵理委員		
	事務局	足立子育て支援課長、洪田子育て支援係長、佐藤子育て支援係員		
	その他	なし		
議 題		・ 令和元年度第 1 回会議の議事録について ・ 子ども・子育て支援事業計画に係る平成 30 年度施策の取り組みの進捗状況について ・ 第 2 期計画の骨子（案）及び各種事業について		
配布資料		○資料 1 「令和元年度第 1 回古賀市子ども・子育て会議の議事録」 ○資料 2 「子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度施策の取り組みの進捗状況について」 ○資料 3 「第 2 期古賀市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）」		

○次第

1. 開会あいさつ
 2. 会長あいさつ
 3. 令和元年度第1回会議の議事録について（資料1）
 4. 子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度施策の取り組みの進捗状況（資料2）
 5. 第2期計画の骨子（案）及び各種事業について（資料3）
 6. その他
-

令和元年度第2回古賀市子ども・子育て会議（概要）

事務局より会議成立の報告。

事務局より資料確認。

1. 開会あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 令和元年度第1回会議の議事録について（資料1）

事務局より、第1回会議の議事録の承認については、今回は内容確認の時間が十分になかったことから、次回会議にて承認いただきたい旨説明を行う。

4. 子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度施策の取り組みの進捗状況について（資料2）

事務局より資料2について説明。

（会長）事務局から30年度の取り組みについて特に6点について説明がありました。市内小中学校の35人以下の学級づくり、空調設備の導入、経済的な理由による就学困難な児童、生徒に対する支援範囲の拡充、それから就学前児童の待機児童ゼロに向けた取り組みを進めているが現在待機児童が発生していること、子育て世代包括支援センターの開設に向けた取り組みを実施してきたということでした。それからあおぞら保育園の改修工事、そして病児保育の開設ということで説明がありました。質問等はございませんか。

（事務局）1点、つけ足しさせていただきます。資料の事業一覧には入っていないのですが、「古賀市子どもの未来応援プラン」という、子どもの貧困対策の関係の事業計画も昨年度策定しておりますので、それも併せて報告しておきます。この中には古賀市独自の指標も設けております。

(委員) 資料2の目標の達成値の基準は何ですか。

(事務局) 1つ1つの事業ごとの、これをもって達成しているというはっきりしたものはありませんが、大きな枠で事業の指標のようなものがあります。概ね達成しているのか、完全に達成しているのか、例えば工事とか何か配置するとか物品を用意するというのであれば、100%かそうではないのかははっきり書けるのですが、微妙なところというのは概ね達成など、その目標を達成しているといった表現に置き換えていますので、わかりづらいかもしれません。個々の指標はなく、全体の一括りの大きな目標に向かって実施されたか、していないかというところを各課が判断しているという点をご理解いただけたらと思います。

(会長) 例えば「乳幼児健診事業」を見ると4になっています。4ということは、目標を達成しているということですね。これは担当課が何をもって判断するのですか。

(事務局) 乳幼児健診ですと、受診していただくというのが一番大きな目標で、受診率を見ることになるかと思います。ただ、年度の途中で引越されたということがあると、どうしても100%は難しいですし、年度末が九十数%であったとしても、年度をまたいで受診される方もいらっしゃいます。どこで見るかということも非常に難しいところかと思います。乳幼児健診に限って申し上げますと、受診率が100%あたりをいっているということで4となっております。

(会長) 別表があればわかると思います。

(事務局) 評価の出し方については、このようなかたちではわかりづらいので、第2期の計画のことも考え、評価の方法は今検討しております。次期計画についてはわかりやすいようにさせていただきたいと思っております。

5. 第2期計画の骨子(案)及び各種事業について(資料3)

事務局より資料3について説明

(会長) それでは一緒に考えていきましょう。前回議事録のP8、9でも多く意見をいただいております。まずは、骨子案の左側が今現在のものです。それを右側のようなかたちにしていきたいということです。基本目標1「子どもの健やかな育ちのための支援」ですが、これまでは(1)から(3)まででしたが、それを下線で引いてある(1)と(5)を挿入されて、そして(2)で情報リテラシーの問題などもつけ加えたらどうかという提案です。若干名称も変えていただいております。それ以外にももっとこうしたほうがよいといったご意見がありましたらお願いします。これは当然ニーズ調査などのアンケートを基にしていますから、そういったものも見てご意見をいただきたいと思います。

第1期事業計画の計画書のP84ページをご覧ください。そこに最終的には、例えば基本目標(1)(2)(3)(4)とありますよね。例えば、(1)では「子どもの健やかな育ちのための支援」についての内容があります。「子どもが生きる力の基礎を育むために豊かな遊びは欠かせないものです。また、子どもは家庭や学校、地域などのさまざまな社会をとおして成長していきます。18歳までの子どもたちが安心して過ごせる身近な場所や、遊び場、社会

と関わる機会の充実に努めていく」と書いてあります。今日はこの中身を固めるというようにご理解していただくとよいと思います。これは今現在のもので、これにつけ加えようとか、減らそうとか、そういったことがありましたら出していただきたいと思います。

(委員) (1)の「児童虐待への対応」ですが、古賀市の対応はどのようなかたちで謳っていただけるのですか。

(事務局) 古賀市においては、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会があります。その要対協の中にいろいろな部会を設けております。部会ごとに年齢層を決めて、例えば乳幼児のお子さんで保育所にも幼稚園にもどこにもいない子の部会、保育所、幼稚園にっている子の部会、小学校にいくと小学校区ごとの部会があります。ここだけではなく、要対協の関係機関が60機関くらいあります。病院、警察、関係者皆さんに入っております。地域の中でも見守り体制というところに非常に重きを置いています。そこを継続していくというところが1点あると思います。それから、今非常に難しいケースがあります。対応困難なケースがありますので、児童相談所のOBをスーパーバイザーとして配置し、こういったときにはどのような対応が望ましいのかというところも一緒に協議をしております。その辺りも引き続きやっていきたいと考えております。特段、新たにということで、今のところ考えられておりませんが、昨年度も家庭児童相談員を増員しており、丁寧な関わりで即対応ができるようなかたちをとっております。

(事務局) 補足します。計画書P52をご覧ください。上から3番目の5に「要保護児童対策地域連携支援事業」という名前があります。実際の事業名と若干異なりますが、今第1期の計画書においてこの事業が紐づいているところは、基本目標2の(3)の「子育て情報の提供と支援の充実」というところです。児童虐待への対応は、古賀市子ども・子育て条例においても掲げており、施策に「児童虐待への対応」を置き、実際に虐待対応に関わる事業を紐づけていくことで、計画書の中でも見えやすくなるのではないかと考えております。

(委員) 基本目標1の「子どもの健やかな育ちのための支援」ではなく、基本目標2の「いきいきと子育てができる環境づくり」に入れてはどうですか。

(会長) 私もそう思います。啓発ではなく予防という意味だと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。そもそもこれを入れた理由が、資料にもありますとおり、せっかく子ども・子育て支援条例ができたので、子ども・子育て支援条例の核にもなる児童虐待の対応が大事だと謳っているのですこの上に置こうという話合いがありました。ただ、今委員の皆様のご意見を聞きまして、やはり予防の観点も非常に大事であり、どこに位置づけたとしてもこの条例に基づいて実施していることが分かればよいと思います。ごもっともなご意見だと思いますので、基本目標2に入れて、そこをもっと広げて予防の観点も含めて、特定妊婦も含めて記載することが大事だと思います。記載するにしても、啓発事業と分けて入れるのか、早期対応なのか、それとも予防の観点なのかも含めて考えていきたいと思います。

(会長) 皆さん、これについてご意見はありませんか。

(委員) 児童虐待の場合は、子どもを支援するだけでなく、これは子ども・子育て支援事業計画ですが、家族を再構成させたりするところにも力を入れているので、擁護者の支援という視点からも触れていく必要があると思います。

(事務局) おっしゃるとおりだと思います。家族統合の問題も大事で、保護して終了ではなく、その後のフォローも大事です。その視点も考えていきたいと思います。

(委員) 基本目標 1 の中に、(1) から (5) まであります。多分、この 1 が基本的な条例の大枠であって、2、3、4 というのは 1 の中に全部網羅されていて、(1) から (5) が全部 1 の中に体制としては入っていると思います。事務局の意図はそのようなことではなかろうかと思っています。

(会長) 他のところはどうか。情報についてはいかがでしょうか。

(委員) 今は生まれてからスマホの時代ですが、きちっとリテラシーを教えてくれるところが少ないと思います。段階をもって学んでいく教育が必要ですので、施策として明記しておくのはよいのではないかと思います。

(事務局) 古賀市は乳幼児向けに、健診時に啓発事業を行っているところです。実際のところは、ブックスタートといって、4 か月時にも実施します。1 歳 6 か月、3 歳児健診でも実施します。経年的に成長段階、その節目に応じて啓発事業を行っていますので、引き続きやっていく意味合いも込めてここに書かせていただきたいと思います。

(会長) リテラシーについて、他にご意見はございませんか。次の (3) では「子どもの多様な居場所の提供」を加えてあります。この辺りはどうか。これはアンケート結果を見ても大事なところで必要だと思います。

(委員) 多様な居場所は大事だと思っています。計画書に、「何かを提供する」、「何かができることを提供する」とたくさん出ているのですが、「子どもたちが何もしない」という選択肢もあると思います。「何もしないでぼーっとしてられるような場所」といった捉え方ができるようなところも、多分どこにでもあると思うのですが、あえてそういった捉え方ができるような書き方ができるとよいです。子どもたちが忙しすぎると聞きますし、何かをさせよう、何かしたほうがよいという提案が多い気がします。どのように盛り込んだらよいのかはわかりませんが、そういった視点もほしいと思います。

(会長) 次に基本目標 2 について何かご意見はありませんか。

(委員) (3) の「子育て情報の提供と支援の充実」で、(外国人対応) と限定されるより、もちろん外国の人もいるのだけれど、いろいろなコミュニケーション障がいを持たれているお母さんたちもいるので、「外国人」と限定せず、「多様な」などの表現にしたほうがよいと思います。

(事務局) おっしゃるとおりだと思います。これは特にということが出てきている言葉で、ここの表現については外国人に限らずという意味です。

(会長) (2) は前回と比較すると「産後ケア等」が加えられています。この辺りはいかがでしょうか。

(委員) とてもよいと思います。こうやって見比べると、第1期計画は出産に限定していました。ありがたいです。切れ目のない支援が本当に大事だと思いますし、この産後ケアというのがいちばん大事なところだと思います。

(会長) それでは、基本目標3に目を通してください。ご意見等ございませんか。

(委員) (2)の「育児と仕事の両立支援」というところで、もちろん休みがとりやすくなるということはあるのでしょうけれど、例えば障がいのあるお子さんを持ったお母さんたちが復職できる支援がないかなと思います。これは働き方改革プラス、休みが取得できることですよね。働ける人はよいけれど、働けない人もいます。働くつもりだったのだけれど生まれてきた子どもが障がいを持っていたり、未熟児だったり、そういった子どもたちが増えています。今は医療が発達しているので、すぐに退院してきます。時代が変わっているので、働き方改革プラス、少しその視点も入れてほしいです。

(委員) 医療ケア児というのも児童福祉法で謳っていますので、そういった意味ではこの子ども・子育て事業計画の中にあってもよいのではないかと思います。

(会長) 復職支援ですね。

(委員) もちろんお休みをとれるよう促進していくことも大事だと思います。

(会長) 働き方改革はよいですね。それプラス、おっしゃったような復職支援が必要ということですね。カッコに何か入れていただければと思います。

(委員) (3)の「安心して外出できる環境の整備」についてですが、古賀市のお店はおむつを替えるスペースがないという現状があります。市役所などの大きな施設ではおむつ替えスペースがあるのですが、違うところにいくともちろんお手洗いはありますが、おむつを替えるところがありません。産後うつを考えると、お母さんとしてもお出かけして気が紛れることもあると思うのですが、おむつをつけた子どもを連れて出かけるとなったときに、替えるところを探さなければいけません。気分転換にお友だちとご飯にきていても、そういったところがないと、行くところが限られてきます。環境の整備のところで、通学路の歩道整備などができるのであれば、お店でおむつ替えスペースをつくってくれたところには少し支援できますということがあれば、もう少しみんなが行けるところが増えると思います。

(会長) こういったことはどこが管轄しているのですか。

(事務局) 即答できないのですが、商工政策課へこのような意見も出ているとお話したいと思います。

(会長) (1)はカッコ書きで(子どもの貧困対策、ひとり親、外国人支援)とあります。前回は(未熟児や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭、低所得家庭)でした。

(事務局) これはカッコ書きを出したほうがよいのかも悩ましいところなのですが、せっかく子どもの未来応援プランもできていますので、子どもの貧困対策という文言を出すのかも含めて、この場でご協議いただきたいと思います。やはりそうはいつでも貧困対策というところは重要で、生活支援、経済的支援につながっていきますので、そこをあえて言葉で「子どもの貧困対策」という文言を出すのか、そうではなく、「子どもの未来応援プランの推進」

といったかたちでいくのかなど、その辺も含めてご意見をいただければと思います。

(委員)「子どもの応援プランの推進」としたほうがよいと思います。限定してしまうと、そこしかしないというイメージでよくないと思います。応援プランとすれば、広く網羅されるようなかたちになると思います。またそこで興味を持っていただけて見ていただけると思います。

(会長) ではそのようにお願いしたいと思います。

次に、基本目標4についてご意見はございますか。

(委員) ファミリーサポートは実施されているのでしょうか。アンケート調査でも、ファミリーサポートがあまり知られていません。

(事務局) ファミリーサポートの現状を説明させていただきます。マッチングの問題は非常に難しいところがあります。今までは数名の方が何回も利用するというパターンがあったのですが、昨年度は数名だけにとどまらず数は増えています。回数は減っているというところもありますので、そこはそこでよいのかなと思います。ただし、本当になり手が少ないです。まかせてさんが少ないので、まかせてさんと、おねがいさんの物理的な距離があり、朝の早い段階でお願いしてもなかなか行けないとか、夕方来てほしいといっても自分の家庭のこともありますし、そのニーズの一致が難しいところがあります。ただ、継続してやっていきたいと思っています。

(委員) ギャップはありますね。

(事務局) 30 年度の利用者数で、今まではおねがいさんも2、3名だったのですが、おねがいさんとまかせてさんがマッチングできたことかというと、おねがいさんを利用している人が10名いらっしゃいます。まかせてさんも12名ということで、会員の子どもさんで見てもらった人は14人です。実績としては増えています。

(委員) まかせてさんも、自分の子どもたちを見ながら預かりましょうという方も増えています。自分の子どもと一緒に見て、応援しますよという若い世代も増えています。

(委員) 待機児童に関連してですが、古賀市では保育園に入所できる要件は、古賀市に勤めている方とか、古賀市に在住の方で働いている方ですね。

(事務局) 基本的には、古賀市に住所がある方です。

(委員) 市外に住所があつて古賀市に勤める方は入れないのですか。

(事務局) 市内の児童であっても待機が出ている現状です。例えば、里帰りなどで古賀市に住民票があつて、熊本で出産しましたということで下の子を産んで、上の子を見てほしいという場合は広域入所というかたちで、向こうの保育園に行くことがあり、逆のパターンもあります。ただ、やはり古賀市の子どもが優先となっているかと思います。

(委員)「教育・保育施設の提供体制の確保」であれば、幼稚園教諭の取り組みも必要ではないかと思います。下の「教育・保育の質の向上」も幼稚園教諭、保育士の両方とも確保することが必要ではないかと思います。

(事務局) 事務局のほうもそのように思っております。これは庁内の検討部会に出した資料

ですので変更できませんでした。保育士だけではなく、幼稚園教諭というところも入れていくことが大事だと思っております。また、併せて基本目標4のところで、(3)は、前回の計画のところを見ていただきますと、「教育・保育施設の質の向上」となっています。今回は、その施設という言葉をとって「教育・保育の質の向上」としております。ハード面だけの向上ではなく、ハードもソフトも入れておきたいと思っております。「保育士・幼稚園教諭等」というかたちで書かせていただきたいと思います。

(委員) 学童保育所の先生たちの学べる場も大事だと思います。それはどこに入るのでしょうか。

(事務局) 児童福祉法の子どもの居場所づくりといったところがありますので、教育でいくのか保育でいくのか、放課後の居場所というようなところでいくのかの議論はあるかと思えます。今回、それをどこに入れるかということも一緒にご審議いただきたいところなのですが、基本目標4に入れるのが妥当なのか、それとも基本目標1の「居場所の提供」というところで放課後の学童と放課後子ども教室を一緒に入れるか、皆さんにご意見いただきたいと思っております。

(会長) 放課後の居場所として、学童保育、それから放課後子ども教室があります。学童保育をどこに入れるのかですね。いかがでしょうか。

(事務局) 基本目標5の「地域で支える」というところもありますので、どこに入れていくのが難しいところです。

(委員) 学童保育所は教育・保育になって、学校は遊び場。それは多様な場所になると思いますし、別々になると思います。

(会長) 学童保育所は基本目標1の(3)、放課後子ども教室は基本目標4ですね。

(委員) それぞれに入るのではないかと思います。

(委員) 「保育士確保の取組」というのは、先日合同説明会がありました但他にもありますか。

(事務局) また意見を取り入れながらやっていったほうがよいかと思っております。保育士・幼稚園教諭の確保が非常に課題でもありますので、ご意見をいただければと思います。

(委員) 古賀市の場合、現役の人と、OBの人はいるのですか。

(事務局) 今回の合同説明会も年齢層はまちまちだったと聞いております。その周知が徹底していけば、保育士、幼稚園の先生の確保ができていくのではないかという期待も込めて計画に入れたらどうだろうと思っております。探すほうからすると、1か所いけば全部まわれるというメリットはあります。

(委員) 「教育・保育の質の向上」は「施設」を外して、人材のほうにどちらかというと焦点を当てているということですが、この質の向上というのは具体的にはどのようなことですか。

(事務局) 例えば、発達ルームのほうでも実施しております、療育研修があります。そういった専門的な知識のところについての研修会は引き続きやっていきたいと思っております。

もし、先生の中でこのようなものがよいのではないかというご提案があればお聞きしたいと思っております。

(委員) 保育現場からの意見を申し上げますと、保育士の業務がものすごく多くなってきています。大津市の交通事故以来、散歩するにも計画書の提出が必要になりました。そのような中、質の向上というのが、個人にこれ以上かかっても多分どうにもならないと思います。専門性の確保というような見方をするのであれば、どちらかという保育士の業務をもっと絞り込んだほうがよいです。保育士の仕事の範囲がどんどん広がっています。現実には、今学校を卒業した子たちが、それに耐えられるような教育のされ方をしてきたのかというと、そうではないかもしれません。もうすでに6月で来なくなった保育士がいる園もあると聞いています。保育士や幼稚園教諭の先生たちにだけ勉強しなさいというだけではなく、やはり分担できるところをいかに分担して事務作業を軽減できるかというところをやっている、そういう意味では個人よりも施設というか、機能として向上しないといけないと思います。この3番と1番と2番が何となくイメージとしては相反している。保育士確保をしないと待機児童はゼロにならないのですが、その負荷が3番にすごくかかっています。その辺がすごく難しい問題なのですが、単純に勉強する機会だけを与えても解決しないと思います。

(会長) マンパワーを増やすしかないです。教育は何も学校教育だけではなく、地域教育や家庭教育があるのではないかと思います。そういったマンパワーを増やすしかないということで、今学校のほうも問題になっています。役割分担をすると、散歩というのも例えば学校でも保護者と協力してやれます。ボランティアティーチャーです。そのようなかたちでマンパワーを増やすという動きがあります。先生も1か月で辞める人がいます。何か問題があったわけではなく、突然来週月曜から辞めますといわれます。働き方改革で早く帰れ、でも仕事はやれといわれます。じゃあ家でやらなければいけないのかなどいろいろ問題があります。体制づくりが大切だと思います。

(委員) 本当に大事だと思うなら補助金制度を変えてここにお金を使うべきです。私は一つのことにしっかりとすべきかと思っています。私が心配するのは、ここに「施設」を削除すると、予算を立てていくときに、このような計画を基に裏づけをするときに影響しないかと。質の向上のところに「施設と人」とか書いてもいいのかなと思いました。

(事務局) 「施設」を削除したとしても、「質の向上」があれば、原案では質の確保に「保育士等」となっており、保育士も幼稚園教諭も入れましたが、逆にハード面もソフト面もという意味合いが出るのではないかと思います。現行計画の「施設の質」だと、これは限定されてしまっていると思います。質についてはハード面もソフト面も両方考慮する必要があります。

(委員) イメージとしては、質よりも専門性の向上と言われると分散できるような気がします。基本的には園長さんの気持ちでやってくださいとなっています。分散、分離、仕事の割り振りは難しいです。それをどう書くかです。

(会長) (3) をすべて消すか、それとも括弧書きをするのもできますね。例えば「施設・組織体制等」というかたちで入れてもよいと思います。変更は可能ですか。

(事務局) 可能です。

(会長) それでは、そのようなかたちでいきましょう。基本目標5に移ります。「地域で子育て世帯を支える体制づくり」です。これは新しく入れるところです。活動支援と連携などのつながりの大きく2つがあります。

(委員) 今回、これを見せていただいてありがたいと思いました。地域で支援活動をしているので、推進しましょうといってください、支援計画に入れてください、とてもありがたいです。横のつながり、支援団体同士のつながりというのはとても大事だと思っています。子育て中のお母さんたちの状況を、支援者同士がお互いによいのかとご案内ができるような対応の場が得られるような状況は、支援者同士がつながっていないとなかなか難しいと思っています。新しくできてよかったと思います。

(委員) (1) 子育て支援団体の活動推進(活動支援)と、(2) 子育て支援団体間の活動推進(つながり、支援の展開)の2つにわけると必要はあるのですか。

(事務局) 中身はこれからなのですが、点で活動しているところを推進していかないといいないでしょうし、それをつなぐというのも大事だということで、あえて2つ載せています。一緒でもよいと思います。ただ、個々の団体さんの頑張りとというのも、非常に今活発にいろいろな公民館でやりますという方も出てきているので、そういったところでは推進していき、そこそこをつないでいく、支援者同士の関わりというのも一方では大事だということでこのようにさせていただきました。

(委員) 1つにして、「子育て支援団体の活動推進(活動支援につながり)」というかたちでもよいのかなと思いました。

(会長) 国の流れとしてはそちらなんです。今までは地域でどのようにしてやるかを持続可能性の観点から見たときに、非常に厳しいですよ。だから国もそれを心配して、包括する流れとなりました。仮称ですが地域学校協働本部のような名称にして、より地域のいろいろな団体の取り組みが手をつなぐ、そうすると見えてきますので参加者が増えるのではないかなというようなことを言っています。それともう1つは、学校と家庭の地域をつながなければいけないので、それは地域学校運営協議会を入れています。それで地域の団体と学校の運営協議会が一緒になっております。それを小学校校区範囲でやるのがいちばん理想ではないかということで話しています。まだ全然広がっていないです。これが大事だと思います。これはまとめた方がよいと思います。

(事務局) ご意見を踏まえ、まとめる方向でいきたいと思います。

(会長) また、子育てなのですが、さらに子どもたちが主役になること、子どもたちが地域の貢献者といった動きが今あります。小学校の高学年から中学校の世代を求めています。最初はボランティア活動ですが、ボランティア活動というよりは、5年前くらいに始まっている地域はもうボランティアではないです。自分たちの地域課題解決者です。今育ち始めてい

ます。次の担い手となります。新たな視点として地域の担い手づくりというのがあります。その点を計画の中に組み込まなければいけませんね。支援も一緒です。当事者になって、親、環境、いろいろな人が主役になって活躍するというような体制づくりですね。子どもを核とした地域づくりというのがキーワードです。体制づくりは上の1から4ですね。双方向の関係になります。

他にないようですので、それでは今日出していただきました意見をまた整理していただいて、次回に反映していただきたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

5. その他

(事務局)

○次回会議日程については8月21日(水)を予定。